



串本町（小規模）
避難所運営マニュアル
【資料編】



津波避難モットー

＊避難３原則を忘れずに！

決して諦めることなく

１秒でも早く、１ｍでも高く！

避難 ３ 原則

- ①想定にとらわれない！
- ②状況下で最善を尽くす！
- ③率先避難者になる！

資 料 編

小規模避難所版
(様式等作成例)

資 料 目 次

資料1	事務引継書	1
資料2	建物被災状況チェックシート	2
資料3-1	避難者名簿	4
資料3-2	避難者名簿（在宅避難者・車中泊用）	5
資料3-3	避難者名簿一覧表	6
資料4	避難所生活のルール	7
資料5	エコノミークラス症候群予防チラシ	8
資料6	要配慮者の留意事項	9
資料7	避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙	11
資料8	掲示用「避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」	12
資料9	避難所における隔離予防策	13

事務引継書

引継日	年	月	日
避難所名			
担当者	前任者	後任者	
業務内容			
業務における注意点			
避難者からの 要望事項等			
対応状況			
情報共有事項			
その他			

建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

(手 順)

1. 町避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は町へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名 _____ :

点検実施日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 : _____

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質 問	該 当 項 目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、崖崩れ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れがあり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)

7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入して下さい。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れた など)	

【判断基準】

1. 質問 1～10 を集計します。

A	B	C

2. 必要な対応をとります。

◎ Cの答えが1つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、町へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ Bの答えが1つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、町へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます

◎ Aのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものなので、町へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けて下さい。

避難者名簿

この避難者名簿は、安否情報の問い合わせに対応するためや、避難所における食料・物資等の必要数を把握するために記入していただくものです。

入所年月日		年 月 日		居住グループ	
ふりがな 世帯主氏名		性別		家屋の 被害状況	居住の可否 (可・否)
		年齢	歳		全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
		避難確認			
職業・資格・特技 ※1		要配慮 区分		所属 自治会	
住所		車		車種	ナンバー
		ペット		有 (種類)	無
電話番号		携帯番号			
緊急連絡先 ※必ず記入して ください	氏名				
	住所				
	電話番号				
家族構成	氏名	続柄	性別	職業・資格・特技等 ※1	避難確認
要配慮区分 1. 要介護 2. 視覚障がい 3. 聴覚障がい 4. 言語障がい 5. 肢体不自由 6. 内部障がい 7. 知的障がい 8. 精神障がい 9. 発達障がい 10. 認知症 11. 乳幼児 12. 妊産婦 13. 難病 14. 傷病 15. 外国人 16. ア レルギー 17. その他 ()					
上記により配慮が必要なこと (手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等) や負傷・疾病 の状況等、特に申告する必要があること					
避難者名簿の掲示・公開 ※2 同意する ・ 同意しない					

※1 活動班編成の参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。

※2 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※3 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。

※4 自分で記入できない方は、被災者管理班が開き取りしますので、お申し出ください。

退所状況		
退所年月日	年 月 日	
退所後連絡先	住所	
	電話番号	携帯番号
	備考 入所継続家族等ありましたら、記入してください。	

資料3-2 避難者名簿（在宅避難者・車中泊用）

避難者名簿（在宅避難者・車中泊用）

この避難者名簿は、安否情報の問い合わせに対応するためや、避難所における食料・物資等の必要数を把握するために記入していただくものです。

入所年月日		年 月 日		居住グループ グループ	
ふりがな 世帯主氏名			性別		家屋の 被害状況
			年齢	歳	
			避難確認		
職業・資格・特技 ※1			要配慮 区分		所属 自治会
住所			車	車種	ナンバー
			ペット	有（種類）	無
電話番号			携帯番号		
緊急連絡先 ※必ず記入して ください	氏名				
	住所				
	電話番号				
家族構成	氏名	続柄	性別	職業・資格・特技等 ※1	避難確認
要配慮区分 1. 要介護 2. 視覚障がい 3. 聴覚障がい 4. 言語障がい 5. 肢体不自由 6. 内部障がい 7. 知的障がい 8. 精神障がい 9. 発達障がい 10. 認知症 11. 乳幼児 12. 妊産婦 13. 難病 14. 傷病 15. 外国人 16. ア レルギー 17. その他（ ）					
上記により配慮が必要なこと（手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等）や負傷・疾病 の状況等、特に申告する必要があること					
避難者名簿の掲示・公開 ※2 同意する ・ 同意しない					
【車中泊の場合記入】車中泊場所（必要に応じて地図を記載）					

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることに不都合がある方はその旨記載してください。

避難者名簿一覧表避難所

避難者名簿 番号	人数	住所	氏名	世帯主氏名	性別	年 齢	入所年月日	退所年月日
1	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							

* この一覧表は、避難者名簿を作成してから記入すること。

* 以降は人数の番号を通し番号で作成すること。（2枚目最初の番号は21）

避難所生活のルール

避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により規模の縮小や統合もあります。）
- 3 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
 - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
 - ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。
- 4 職員室・保健室・調理室等は、避難所運営に必要となるため使用禁止です。
 - 「立入禁止」・「使用禁止」・「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
 - 避難所では、利用する部屋（居室スペース）を移動していただくことがあります。
- 5 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
 - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営本部で配布基準を決定します。
 - 食料・物資は、在宅の被災者にも配布します。
 - ミルク・おむつなどは、必要な方に配布します。
- 6 消灯は、夜____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、居室スペースは消灯します。
 - 避難所の運営・管理に必要な部屋（スペース）は、点灯したままとします。
- 7 携帯電話での通話については、所定の場所でのみ可能とします。
 - 居室スペースではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 8 衛生管理のため、避難所を清潔に保ちます。
 - 居室スペースは各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。
 - 共有スペースについては、避難者全員が協力して清掃を行います。
- 9 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止します。

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



資料6 要配慮者の留意事項

区分	避難所での留意事項
高齢者	・ 出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。 ・ 体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシート等を敷く等、転倒を防止するよう配慮します。 ・ 認知症高齢者については、あわただしい雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。 ・ 徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼します。
妊産婦	・ 被災による精神的なショック、避難所で人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるよう配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。 ・ 食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したりタンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。 ・ 産婦については、授乳やおむつ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。
災害孤児	・ 幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難である。周囲の大人による見守りが必要です。 ・ 突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。
外国人	・ 避難所における各部屋や窓口の案内等の掲示等は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をひらがななどで平易にするよう心がけます。 ・ 地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。
視覚障がいのある人	・ 出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。 ・ 食事、トイレ、入浴などの情報は、必ず読み上げて、伝達します。 ・ トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内します。 ・ 通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。
聴覚・言語障がいのある人	・ 音声による連絡事項は、必ず文字で掲示します。 ・ 手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。 ・ 手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。 ・ 出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。

区分	避難所での留意事項
肢体不自由のある人	・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮します。 ・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。また、避難所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。
内部障がいのある人	・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。 ・常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。 ・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。
知的障がいのある人	・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障害の状況に応じた支援を行います。 ・トイレ、食事、入浴などの情報が理解できているか、声をかけ確認します。 ・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。
発達障がいのある人	・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉で、ゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。 ・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉かけをします。 ・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。力づくで押さえつけることは逆効果となります。
精神障がいのある人	・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。 ・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。 ・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。 ・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早めに医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。
難病患者 人工透析患者等	・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。 ・人工透析患者については、早急に透析医療の確保（確保日数の目安は透析間隔である3～4日以内）が必要です。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とします。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しても早急に医療確保が必要となります。
LGBTや性同一性障がいのある人等	・トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいよう配慮します。 ・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設けるよう配慮します。 ・生理用品や下着など周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮します。

資料7 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙

- 避難者は①避難所到着時 ②できれば毎日（あるいは定期的2-3日毎等）③病院移送時に評価
●避難所運営スタッフは毎日、自己評価

年 月 日 名前

あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたり、痛かったりする
14. 小児である → 何歳（何ヶ月）？（ ）

※以下は、初回評価のみ

15. この3ヶ月間に入院したことがあり“多剤耐性菌（MRSA など）”があるといわれた
16. 抗菌薬を飲んで（感染症の治療を受けている）→ なに？（ ）
17. 被災後、予防注射を受けた → なに？（ ）いつ？（ ）

感染評価に基づく感染対策

避難所運営スタッフは「標準予防策」を行う。次の場合に「飛沫予防策」「接触予防策」「空気予防策」を追加。
（標準予防策等の具体的な方法は資料26「避難所における隔離予防策」に記載）

- 1、2、3の1つ以上【インフルエンザ等？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 1、2、3の1つ以上と14【小児呼吸器感染症？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 4【結核やその他の感染症？】→「接触予防策」「飛沫予防策」「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5【水痘や麻疹等？】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1と5と8【細菌性髄膜炎等？】→「飛沫予防策」を追加し病院搬送を検討
- 6のみ【帯状疱疹や疥癬等？】→「接触予防策」を追加
- 7のみ【単純ヘルペスウイルス感染症？】→「接触予防策」を追加
- 9または10【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症？】→「接触予防策」を追加
- 11【細菌性の急性下痢症？】→「接触予防策」を追加し病院搬送を検討
- 12のみ【ウイルス性結膜炎？】→「接触予防策」を追加
- 13のみ【創傷関連感染症？】→「接触予防策」を追加

資料8 掲示用「避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」

つぎ しょうじょう ばあい
次の 症 状 がある場合は

ひなんじょうんえい し
すぐに避難所運営スタッフにお知らせください

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたり、痛かったりする

資料9 避難所における隔離予防策

(1) 標準予防策

感染症の疑いのある避難者との接触時に実施する

1. 血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具※を着用する
2. 全ての個人用防護具は、使用した部屋／区域内で脱ぐ
3. 各避難者との接触前後に手指衛生を行う
4. 咳エチケットを行う
 - a. 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
 - b. 咳をしている人にはティッシュを提供する
 - c. 咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導する
 - d. 感染性をもつ可能性のある人は、他の避難者からできるだけ2m(少なくとも1m以上)離す
5. 感染症の伝播を予防するために、布団／ベッドの間隔をできるだけ2m(少なくとも1m以上)空け、寝る向きは互い違い(お互いの足が見えるよう)にするのが望ましい

※個人用防護具：手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等

(2) 飛沫予防策

飛沫予防策の適応となる感染症には季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳などがある。

1. 飛沫感染症の症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する(他の避難者とできるだけ2m(少なくとも1m以上)離す)
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
 2. マスクを着用する
 - 1) 症状のある避難者と2m以内に近づく人は、マスクを着用する
 3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
 4. 飛沫予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
 5. 飛沫感染症が疑われる人が隔離室/区域を出る場合や他の人に近づく場合は、マスクを着用する
-

(3) 接触予防策

接触予防策の適応となるのは多剤耐性菌(MRSA、VRE等)による感染症、新型コロナウイルス感染症、痘瘡、疥癬、しらみ、激しい嘔吐・下痢、さらに、創部から多量の滲出液が漏れるような場合である。標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

1. 接触予防策を要する症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する(他の避難者とできるだけ2m(少なくとも1m以上)離す)
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
2. 隔離室/区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室/区域に入る際に個人用防護具を着用する
 - 1) ガウン
 - 2) 手袋

3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
 4. 接触予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
-

(4) 空気予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であり、災害時において必要となることは稀である。空気感染予防策の適応となる避難者は、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。空気予防策の適応となる感染症には、結核、水痘、麻疹、痘瘡、SARS、ウイルス性出血熱、鳥インフルエンザなどがある。

標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

1. 空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する

- 1) 可能であれば陰圧個室を使用する
- 2) 一時的な陰圧室を作る場合：
 - (1) 他の避難者からは可能な限り離れた区域か、物理的に離れた区域（廊下や別棟）を選ぶ
 - (2) 少なくとも窓が一つある区域を選ぶ（窓は外気取入口や他の窓から 25 フィート=約 8m 以上離れているか、他の建物から 100 ヤード=約 90m 以上離れていること）
 - (3) 隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。
 - ・望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ
 - ・バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける
 - (4) 以下のいずれかの方法で、隔離室/区域から排気して陰圧を作り出す
 - ・据え置き室内空気循環システム
 - ・ポータブルの室内空気循環システム
 - ・窓から空気を排気するための遠心送風機（風量が大きい扇風機を指す。）
 - ・窓から空気を排気できる空気清浄機
 - ・床／窓の換気扇を使用
- 一陰圧空調を作る際は施設エンジニアに相談すること
- (5) 隔離室/区域の空気を、フィルターに通すことなく、避難所内のその他の区域に再循環させないようにする。空気は以下のいずれかの方法で濾過（フィルター）することができる。

望ましい順に：

- ・超高性能（HEPA）フィルターを使用する

- ・ポータブル HEPA フィルターユニットを使用する。ユニットは、避難所スタッフの行動や隔離区域内の医療機器の邪魔にならないが、空気感染症のある患者のなるべく近くに設置する。一避難所スタッフの感染予防のために、空気感染症のある患者とポータブル HEPA フィルターユニットの空気取り込み口の間に立たないよう指導される必要がある。

2. 隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある避難者は隔離室/領域内で過ごしてもらう
3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
4. 空気感染症のある避難者と 2m 以内で接する人は、N95 微粒子用マスクを着用する
5. 空気感染症のある避難者に接する前後は、手指衛生を行う